平成２５年（フ）第２１６号
千葉県市川市鬼高１丁目14番16号　メゾンヤマト206号
債務者　五十嵐静夫
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２３６号
千葉県習志野市谷津４丁目７番15―222号
債務者　高橋　美奈
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５６号
千葉県船橋市海神町南１丁目1544番地18　ダイアパレス船橋第５―1004号
債務者　山口　克巳
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５９号
千葉県船橋市本町２丁目17番９―306号
債務者　圷　　久憲
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６９号
千葉県市川市北方町４丁目1731番地２
債務者　田原　　明
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２９３号
千葉県船橋市咲が丘２丁目９番38号
債務者　石井　美香
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２９６号
千葉県市川市新井１丁目４番９号　シティハイムハイネス102号
債務者　飯田　道子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２９号
千葉県習志野市鷺沼台１丁目１番15―308号
債務者　五十嵐秀子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３３８号
千葉市花見川区検見川町３丁目304番地13
債務者　市原　和子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９４号
名古屋市中村区中村中町２丁目47番地　徳宝荘２階18号室
債務者　藤井　重明
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９５号
名古屋市中村区中村中町２丁目47番地　徳宝荘２階18号室
債務者　藤井　晴江
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５号
長崎県長崎市滑石３丁目６番11号　柿田アパート201号室
債務者　坂口　正治
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
北海道苫小牧市字糸井344番地の18
債務者　松川　範彦
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４７号
北海道苫小牧市桜木町４丁目４番22号　丹羽ハイツ
債務者　杉岡　千秋
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１４８号
栃木県鹿沼市西鹿沼町209番地８　リバーサイドヴィラⅡ103号、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡南３丁目12番地の６　アーバンシティ203
債務者　梅木　史恩
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
仙台市宮城野区岩切字今市55番地の２　グランドステージ107
債務者　高橋　太一
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
秋田市河辺和田字和田19番地10
債務者　村上　綾子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４号
茨城県神栖市知手4678番地68湯浅方
債務者　渡辺　裕美（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部